

項 目	修 正 案	修 正 前
<p>P.2 第1章 総則 第5節 計画の基礎 とすべき災害の想 定</p>	<p>第5節 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p><u>市において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設を島根原子力発電所（原子炉施設）とし、放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定する。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>想定される</u>原子炉施設においては、<u>放射能を封じ込める</u>多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。<u>さらに、</u>土壌や<u>がれき等</u>に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、<u>放射性セシウム等</u>の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。</p> <p><u>なお、島根原子力発電所1号機については、平成27年4月30日に営業運転を終了し、平成29年4月19日に国の認可を受けた廃止措置計画に基づいて廃止措置（第1段階）中であり、併せて、平成30年2月15日に原子力規制委員会から照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものである旨の告示（以下「冷却告示」という。）がなされているが、放射性物質の放出を伴う事故としては、使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）内での燃料集合体の落下により、燃料棒が破損し、</u></p>	<p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設<u>からの</u>放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を<u>想定し、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>1 島根原子力発電所（原子炉施設）で想定される放出形態</u></p> <p>原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。<u>更に、</u>土壌や<u>瓦礫等</u>に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、<u>セシウム等</u>の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。</p>

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>燃料棒内に存在する核分裂生成物が大気中に放出される場合を想定し、周辺公衆の受ける実効線量は0.00049ミリシーベルトと評価されている。</u></p> <p><u>また、3号機については建設中であり、放射性物質の放出を伴う事故は想定されない。</u></p>	
<p>P.9 第1章 総則 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全面緊急事態 <u>(EAL3)</u> <u>EAL(GE):Emergency Action Level (General Emergency)</u> 全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。 この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状態について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、PAZ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。 また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。<u>(1号機については、冷却告示によりUPZが5kmであることから、UPZ外として対応する。)</u> なお、UPZ外においても<u>も</u>、事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 全面緊急事態 全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。 この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状態について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、PAZ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。 また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。 なお、UPZ外において<u>は</u>、事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施する。
<p>P.27 第2章 原子力災害事前対策 第7節 緊急事態応急体制の整備 9 モニタリング体制等</p>	<p>9 モニタリング体制等 <u>緊急時モニタリング[*]を実施するために</u>、原子力規制委員会の統括の下、緊急時モニタリングセンター <u>(EMC)</u> が設置される。<u>EMC</u>は、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）、中国電力(株)、関係指定公共機関等の要員により構成される。 市は、緊急時モニタリングにおける、県等の関係機関との協力のあり方について</p>	<p>9 モニタリング体制等 <u>緊急時モニタリングのために</u>、原子力規制委員会の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。<u>緊急時モニタリングセンター</u>は、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）、中国電力(株)、関係指定公共機関等の要員により構成される。 市は、緊急時モニタリング <u>[*]</u> における、県等の関係機関との協力のあり方について</p>

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p>て整理するとともに、連絡体制を構築しておくものとする。</p> <p>※〔*〕緊急時モニタリングとは、原子力施設において、放射性物質あるいは放射線の異常な放出又はそのおそれのある場合に周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために特別に計画された環境モニタリングをいう。</p> <p>(原子力防災基礎用語集 2012版)</p> <p><u>市は、県の原子力環境センターが行う環境放射線の監視や環境試料中の放射性物質の分析、緊急時における防護措置の判断に必要なモニタリングに協力するものとする。</u></p>	<p>について整理するとともに、連絡体制を構築しておくものとする。</p> <p>※〔*〕緊急時モニタリングとは、原子力施設において、放射性物質あるいは放射線の異常な放出又はそのおそれのある場合に周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために特別に計画された環境モニタリングをいう。</p> <p>(原子力防災基礎用語集 2012版)</p>
<p>P.27</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>12 人材及び防災資機材の確保等に係る連携</p>	<p>12 人材及び防災資機材の確保等に係る連携</p> <p><u>市は、防災資機材を整備するとともに、定期的な保全点検を行い、常に使用可能な状態に維持しておくものとする。</u></p> <p><u>また、市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、県、指定公共機関、中国電力(株)と相互の連携を図るものとする。</u></p> <p><u>市は、必要な資機材の種類、数量、保管方法、保管場所等について、訓練等の結果により検討を行うものとする。</u></p>	<p>12 人材及び防災資機材の確保等に係る連携</p> <p>市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、県、指定公共機関、中国電力(株)と相互の連携を図るものとする。</p>
<p>P.28</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第8節 避難収容受入活動体制の整備</p> <p>1 避難計画の作成</p> <p>2 避難誘導體制の整備</p> <p>5 要配慮者等の避難誘導・移送体制等</p>	<p>第8節 避難受入活動体制の整備</p> <p>1 避難計画の作成</p> <p>市は、国、県及び中国電力(株)の協力の下、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。</p> <p>また、市は、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし<u>て</u>広域避難計画を策定するものとする。</p> <p>避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は、防護措置を重点的に実施すべき区域外とし、個別の市の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって市町村の間の調整を図るものとする。</p>	<p>第8節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 避難計画の作成</p> <p>市は、国、県及中国電力(株)の協力の下、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。</p> <p>また、市は、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、<u>広</u>域避難計画を策定するものとする。</p> <p>避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は、防護措置を重点的に実施すべき区域外とし、個別の市の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって市町村の間の調整を図るものとする。</p>

項 目	修 正 案	修 正 前
の整備	<p>なお、<u>地域コミュニティ</u>の維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p> <p><u>2 避難誘導体制の整備</u></p> <p>市は、一時集結所における誘導方法を定めた避難誘導要領を作成するとともに、<u>各地域の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><u>5 要配慮者等</u>の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(1) 市は、県の協力の下、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮する等原子力災害の特殊性に留意するものとする。</p> <p>(2) 市は、県の協力の下、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。</p> <p>なお、市は、県の助言の下、要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>(4) 介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、<u>入所者の安全に配慮した避難誘導体制</u>の整備を図るものとする。</p>	<p>なお、<u>地域コミュニティー</u>の維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 要配慮者</u>の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(1) 市は、県の協力の下、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮する等原子力災害の特殊性に留意するものとする。</p> <p>(2) 市は、県の協力の下、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。</p> <p>なお、市は、県の助言の下、要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>(4) 介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、<u>入所者等の避難誘導に配慮した体制</u>の整備を図るものとする。</p>

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>(5) 市は県と協力して、原子力災害時における外国人の災害対策を充実させるため、多言語情報の提供の充実と、わかりやすい日本語の活用を行う。</u> <u>また、訓練において県と協力して外国人住民の参加を促進する。</u></p>	(新設)
<p>P.36 第2章 原子力災害 事前対策 第11節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備 4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</p>	<p>(1) 市は、県と連携し、緊急時に<u>安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定され、事前配布を希望するUPZ内の住民への事前配布及び緊急時に住民等が避難を行う際の安定ヨウ素剤の配布体制（配布場所、配布のための手続き、服用時の相談対応・副作用の観察等を行う医療専門職の配置等）について、あらかじめ整備するとともに、緊急時に迅速に配布するための安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。</u></p>	<p>(1) 市は、県と連携し、緊急時に<u>住民等が避難を行う際に、安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、服用時の相談対応・副作用の観察等を行う医療専門職の配置等について、あらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。</u></p>
<p>P.36 第2章 原子力災害 事前対策 第11節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備 5 避難退域時検査体制の整備に対する協力</p>	<p><u>5 避難退域時検査体制の整備に対する協力</u> <u>市は、避難退域時検査会場への円滑な避難が行えるように、県が行う避難退域時検査会場周辺の車両の運行経路及び検査会場内でのスムーズな動線を確保するための対応に協力する。</u></p>	(新設)

項 目	修 正 案	修 正 前
<p>1 原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置</p> <p>2 原子力施設上空における小型無人飛行機（ドローン）等の飛行への対処等</p>	<p>(1) 施設<u>付近</u>の上空飛行はできるだけ避けさせること。</p> <p>(2) 施設<u>付近</u>の上空に係る航空法第81条ただし書き（最低安全高度以下の高度での飛行）の許可は行わないこと</p> <p>2 原子力施設上空における<u>小型無人飛行機（ドローン）等の飛行への対処等</u> <u>原子力施設上空における小型無人飛行機（ドローン）等の飛行については、「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）」により禁止されている。県は、このことに係る周知徹底に努めるものとする。</u></p>	<p>(1) 施設<u>周辺</u>の上空飛行はできるだけ避けさせること。</p> <p>(2) 施設<u>周辺</u>の上空に係る航空法第81条ただし書き（最低安全高度以下の高度での飛行）の許可は行わないこと</p> <p>2 原子力施設上空における<u>小型無人機等が飛行した場合の対処等</u> <u>国の対応動向を注視するとともに、その結果を踏まえながら必要な対応を検討するものとする。</u></p>
<p>P. 79</p> <p>第4章 複合災害対策</p>	<p><u>第4章 複合災害対策</u></p> <p><u>第1節 基本方針</u></p> <p><u>本章は、複合災害時の体制及び災害応急対策について定めるものである。複合災害時における防護措置は、第3章の防護措置を基本としつつ、避難経路、避難手段、避難先等への影響を考慮した防護措置を行う。</u></p> <p><u>第2節 複合災害に備えた体制の整備</u></p> <p><u>1 災害対策本部の体制</u></p> <p><u>市は、複合災害においては、状況が流動的であることから、あらかじめ定めた避難計画を基礎として、状況に応じた対応をするとともに、原子力災害と自然災害の発生を想定し、両災害に共通する情報収集、意志決定、指示・調整について一元化を図り、迅速かつ確かな対応を行う。</u></p> <p><u>2 応急体制の整備</u></p> <p><u>市は、国及び県と連携し、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。</u></p> <p><u>また、災害発生に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう</u></p>	<p>(新設)</p>

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。</u></p> <p><u>3 緊急時モニタリング体制の整備</u></p> <p><u>市は、国及び県と連携し、自然災害等による道路等の被災、固定観測局や資機材等の被災及び要員の不足等に備えて、代替手段や活動体制等の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>4 複合災害を想定した訓練</u></p> <p><u>市は、複合災害を想定した訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しを行うものとする。</u></p> <p><u>第3節 避難、屋内退避等の防護措置の実施</u></p> <p><u>1 避難、屋内退避等の対応方針</u></p> <p><u>(1) 自然災害と原子力災害との複合災害時を想定した避難・屋内退避の基本的な考え方</u></p> <p><u>複合災害が発生した場合においては人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動等をとることを基本とする。</u></p> <p><u>具体的には、避難が必要となった場合であっても、大雪・台風等により気象庁から警報等が発表され、外出することで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せず、安全が確保されるまでは屋内退避を優先する。その後、天候の回復等により安全の確保ができた場合は避難を実施する。</u></p> <p><u>(2) 初期対応段階での避難等の検討</u></p> <p><u>複合災害時には、屋内退避、避難等に時間を要するなど、避難の困難性が増すことが予想されるため、市は、県と連携して、防護措置について先行的な検討を行うものとする。</u></p>	

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>また、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、市の独自の判断で避難指示を行うものとする。その際には、国及び県と緊密な連携を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 被災状況に応じた避難、屋内退避等の検討</u></p> <p><u>避難、屋内退避等の防護措置は、第3章第4節を基本としたうえで、複合災害時における道路や避難施設等の被災状況に応じて、避難、屋内退避等を検討するものとする。</u></p> <p><u>(4) 複合災害により屋内退避等ができない場合の考え方</u></p> <p><u>ア 地震との複合災害の場合</u></p> <p><u>地震により家屋の倒壊、相次ぐ余震の発生等により家屋による屋内退避が困難な場合には、コンクリート屋内退避施設、関係周辺市町の近隣の指定緊急避難場所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。その上で、仮に、近隣の避難所に収容できない場合には、地震による影響がない避難所を、U P Z内外を含め選定し、避難させるなど、状況に応じ柔軟に対応するものとする。</u></p> <p><u>なお、避難及び屋内退避にあたっては、避難経路の閉塞、地震火災の発生等にも留意し、避難経路の選定、避難誘導等を行うものとする。</u></p> <p><u>イ 津波との複合災害の場合</u></p> <p><u>津波警報等の発表により避難指示が発表されている場合には、津波による人命へのリスクを回避するため、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難するものとする。</u></p> <p><u>その後、当該津波避難指示の解除等津波に対する安全が確保された後に、地域の放射線量や避難手段確保状況等を踏まえつつ、計画上の避難先への避難や一時移転を実施するものとする。</u></p> <p><u>ウ 暴風雪等との複合災害の場合</u></p> <p><u>暴風雪等により人命へのリスクが極めて高い場合には、自宅等の安全が確保できる場所で屋内退避するものとし、原子力災害に対する避難行動よりも</u></p>	

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>暴風雪等に対する避難行動を優先するものとする。</u></p> <p><u>その後、暴風雪等に対する安全が確保された後に、地域の放射線量や避難手段確保状況等を踏まえつつ、計画上の避難先への避難や一時移転を実施するものとする。</u></p> <p><u>2 避難誘導時の配慮</u></p> <p><u>(1) 危険箇所の情報提供</u></p> <p><u>市は、住民等の避難誘導にあたっては、県及び受入市町村と協力し、複合災害時の建築物、ブロック塀等の倒壊や道路の冠水等による事故等の危険性について、十分注意するよう、周辺住民、自主防災組織、消防機関及び県警察への情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 関係機関等の協力</u></p> <p><u>市は、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導に際しては、周辺住民、自主防災組織、消防機関及び県警察等の協力を得ながら行うものとする。</u></p> <p><u>3 広域避難体制</u></p> <p><u>(1) 避難所等の被害状況把握</u></p> <p><u>市は、複合災害時に避難所等の被害が想定されるときは、その状況を迅速に把握するものとする。</u></p> <p><u>(2) 避難経路</u></p> <p><u>避難経路については、あらかじめ計画した避難経路を通ることとするが、道路の被災状況に応じて対応するものとする。</u></p> <p><u>(3) 避難等の長期化による物資の確保等</u></p> <p><u>市は、県及びその他防災関係機関と協力し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、家庭動物（ペット）のためのスペースの確保について対策を実施する。</u></p> <p><u>(4) 避難所における情報提供</u></p> <p><u>市は、県と協力し、避難所等において情報を的確に住民に伝達するものとする。</u></p>	

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>(5) 応急仮設住宅の供給</u></p> <p><u>市は、県と協力し、災害のため、住家が全焼、全壊、流失、又は住家に直接被害がなくても長期にわたり自らの住家に居住できない場合で、自己の資力では住家を得ることができない者を受け入れる応急仮設住宅を供給する。</u></p> <p><u>第4節 屋内退避時における物資の備蓄・供給体制</u></p> <p><u>市は、複合災害時においては、人命の安全確保を最優先に、差し迫った危険に対する避難等を優先して実施するものとし、避難等が適切に行えるよう、あらかじめ物資等の備蓄を行うとともに、屋内退避中に物資が枯渇する場合に備え、物資の備蓄・供給体制を整備する。</u></p> <p><u>なお、万が一原子力災害による屋内退避中に、物資の枯渇によりその継続が困難となった場合には、人命の安全確保を最優先とする観点から、その区域における放射線量等を考慮しつつ、近隣の安全が確保できる場所やあらかじめ定められている避難先へ速やかに移動し避難することとする。</u></p> <p><u>第5節 緊急輸送活動体制の確立</u></p> <p><u>1 代替輸送道路の確保</u></p> <p><u>県は、複合災害時の道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、関係周辺市町、受入市町村、県警察、道路管理者、指定地方行政機関等と協力し、道路の通行状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて迂回路の設定、避難経路の変更、道路啓開等を行う。</u></p> <p><u>2 車両等の確保等</u></p> <p><u>県は、関係周辺市町、受入市町村及びその他防災関係機関と協力し、状況の進展に備えて即時に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行うものとする。</u></p> <p><u>3 代替輸送手段の調整</u></p>	

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>県は、災害の状況を勘案し、海上輸送やヘリコプター輸送等も含めた輸送手段の調整を行うものとする。</u></p> <p>第6節 <u>救助・救急、消火及び医療活動</u></p> <p><u>県は、関係周辺市町、消防機関、県警察等と連携し、複合災害時の救助・救急、消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請するとともに、必要に応じて国に対し広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置を要請するものとする。</u></p> <p><u>また、複合災害時の道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送計画を作成する。</u></p> <p>第7節 <u>住民等への的確な情報伝達活動</u></p> <p>1 <u>原子力発電所情報の定期的な広報</u></p> <p><u>市は、国及び県と連携し、複合災害時の初動期においては、原子力発電所に異常がない場合でも、その旨を定期的に広報するものとする。</u></p> <p>2 <u>情報伝達手段の確保</u></p> <p><u>市は、複合災害時に情報伝達手段の機能喪失が想定されるときは、必要に応じて代替手段を検討し、確実に情報が伝達できるよう努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>広域的な情報提供</u></p> <p><u>県は、事故の影響が広域的に及ぶときには、必要に応じて、事故の状況等について、県内全市町村、中国地方知事会構成県、関西広域連合に速やかに連絡するものとする。</u></p>	